

公 告

丹生郡越前町田中の区域の一部を受益地域（別紙のとおり）とする農業用排水施設事業を
県営土地改良事業田中地区として施行することを申請するため、土地改良法（昭和24年法
律第195号）第85条の3第4項において準用する同法第5条第3項の規定に基づく協議
をしたいので、同法第85条の3第4項において準用する同法第85条第6項の規定により、
この旨を公告し、当該土地改良事業の計画の概要を縦覧に供する。

また、当該土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、同条第7項の規定により意見書
を提出されたい。

なお、縦覧に供すべき書類の名称、縦覧の期間および場所並びに意見書の提出方法等につ
いては下記記載のとおりである。

令和8年9月18日

県営土地改良事業施行申請土地改良区

福井朝日土地改良区

理事長 酒井和幸



記

1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業計画概要書の写し

2 縦覧の期間
令和8年 9月18日から
令和8年10月22日まで

3 縦覧の場所
越前町 農林水産課

4 意見書の提出方法等について

1) 郵便 〒916-0141
丹生郡越前町西田中4丁目501番地
県営土地改良事業施行申請土地改良区
福井朝日土地改良区 理事長 酒井和幸

2) ファクシミリ 0778-34-2752

(2) 意見書の提出期限
令和8年10月22日

(3) 意見書の提出上の注意

- ①意見書の提出の方法は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。
- ②意見書は公表する場合があるとともに、提出された意見に対して個別に回答は致しませんので、あらかじめご了承ください。
- ③意見書には、個人にあつては住所・氏名・性別・年齢・職業を、法人にあつては法人名・所在地を記載してください。これらは発表させていただくことがあります。
- ④電話での意見はお受けできません。